

令和4年度第2四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
柏崎刈羽原子力発電所6号機 不十分な不適合処置による非常用ディーゼル発電機(A)の複数回にわたる復旧失敗	令和4年3月17日、柏崎刈羽原子力発電所6号機非常用ディーゼル発電機(A)の24時間連続運転時に発生した機関軸受(発電機側)軸封部からの潤滑油飛散事象以降、復旧するための適切な不適合処置を実施できなかったため、複数回にわたり補修と不適合発生を繰り返した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000411925.pdf
美浜発電所3号機 不十分な調達管理によるA封水注入フィルタ蓋フランジ部からの漏えい	令和4年8月1日、第26回定期検査中の美浜発電所3号機において、1次冷却材系統漏えい検査準備のため、1次冷却材系統を昇圧した際、「封水注入流量低」警報が発信した。このため、運転員が現場を確認したところ、原子炉補助建屋の封水注入フィルタ室付近に水溜りが確認され、さらに関連パラメータの確認により、原子炉補助建屋サンプの水位上昇が確認された。(漏えい量は約7.5m ³ 、約2.2×106Bqと推定)事業者による調査の結果、A封水注入フィルタ蓋フランジのボルトが工事計画書記載の規定トルク値で締め付けられていなかったことから、締付不足により漏えいが発生したものと判明した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000411944.pdf https://www.nra.go.jp/data/000401279.pdf
美浜発電所3号機 不十分な作業管理によるAアキュムレータ逃し弁の誤動作	令和4年8月21日、第26回定期検査中の美浜発電所3号機において、1次冷却材系統の昇温・昇圧時に、「Aアキュムレータ圧力低」警報が発信した。事業者は、Aアキュムレータ圧力が保安規定に定める制限値4.04MPa以下に低下していることを確認したことから、保安規定の運転上の制限(第51条:アキュムレータ、第85条:重大事故等対処設備)を満足していないと判断した。事業者による調査の結果、第26回定期検査時の当該逃し弁近傍での足場組立・解体作業において、アキュムレータ逃し弁ボンネット部に何らかの衝撃が加わった可能性があり、その衝撃により弁シート部の当たり面に変化が生じ、設定圧力より低い値で当該弁が誤動作し、アキュムレータ内の圧力が低下したと推定した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000411944.pdf https://www.nra.go.jp/data/000402047.pdf
高浜発電所3号機 作業要領書の不備によるタービン動補助給水ポンプの運転上の制限からの逸脱	令和4年7月21日、第25回定期検査中の高浜発電所3号機において、タービン動補助給水ポンプの制御油系統のオイルフィルタ(以下「当該フィルタ」という。)の蓋部からの油漏れ(約8リットル)を運転員が確認した。このため、油漏れを止めるため、運転員が制御油系統のポンプを停止したことにより、タービン動補助給水ポンプが動作不能な状態となったことから、事業者は保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。事業者による原因調査の結果、当該フィルタのシート面の手入れやパッキンの取付け方法に関して作業要領書に具体的な記載がなく、今回の第25回定期検査で実施した当該フィルタの分解点検後の復旧作業に不備が生じたことから、油漏れが発生したものと推定された。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000411936.pdf https://www.nra.go.jp/data/000399215.pdf
高浜発電所4号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象	高浜発電所4号機第24回定期検査(令和4年6月8日～)において、事業者が蒸気発生器(以下「SG」という。)の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-SG伝熱管5本、B-SG伝熱管2本及びC-SG伝熱管5本において、管支持板部付近に外面からの減肉(最大減肉率は約49%)が認められた。事業者は、前回定期検査時と同様、伝熱管表面に生成された稠密なスケールがプラント運転中に管支持板下面に留まり、そのスケールに伝熱管が繰り返し接触したことで摩耗減肉が発生した可能性が高いと推定した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000411936.pdf
高浜発電所1号機 所内規定の不備による屋外アクセスルートの確保の失敗	令和4年9月6日、停止中の高浜発電所1号機において、原子力検査官が可搬型重大事故等対処施設(以下「SA車両」という。)等の確認のために現場ウォークダウンをしたところ、緊急時対策所から北門に至る屋外アクセスルートの幅員が狭くなっていることを確認した。事業者の立会いのもと、当該屋外アクセスルートの幅員と、緊急事態の際に通行するSA車両等のうち最も幅の大きいブルドーザ(ブレード幅約3.7m)との関係を実測したところ、当該屋外アクセスルートがブルドーザに対して狭いことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000411936.pdf

令和4年度第2四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
----	----	-----	-----	-------

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000411047.pdf
東北電力株式会社女川原子力発電所における核物質防護事案(出入管理)	正規の手続を行わずに、立入制限区域の車両許可証を発行していたもの。	緑	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000411047.pdf
東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	防護区域内防護対象重要設備の巡視において、2人以上の者が同時に巡視を行っていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000411047.pdf

重要度: 検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。
 深刻度: 法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL: Severity Level)により評価する。

令和4年度第2四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
日本原燃株式会社再処理施設 高レベル廃液ガラス固化建屋における作業管理の不備による供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失	令和4年7月2日に日本原燃株式会社の再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋において、作業管理の不備による弁の誤操作により供給液槽Bの安全冷却機能が一時喪失した。	追加対応なし	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000412014.pdf https://www.nra.go.jp/data/000407423.pdf

令和4年度第2四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案(立入承認)	防護区域等への撮影機器の持込みに対して、必要な措置を行っていなかったもの。	追加対応なし	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000411047.pdf

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。

深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。